

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の委託業務（以下「業務」という。）の契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないものがあるときは、その都度、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(担当職員)

第2条 発注者は、業務の履行の指示及び確認を行う担当職員（以下「担当職員」という。）を定め、官職、氏名等を書面により受注者に通知するものとする。担当職員を変更したときも同様とする。

(業務管理者等)

第3条 受注者は、業務を適切に履行するため、自己の権限を委託し業務を管理させる業務管理者、車両管理員への運行指示・命令等を行う車両管理責任者及び車両を管理する車両管理員を定め、役職、氏名等を書面により発注者に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

(措置請求)

第4条 発注者は業務管理者、車両管理責任者又は車両管理員が業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に協議し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 受注者は、担当職員が職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に協議し、必要な措置をとることを求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第6条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(再委託の事前承諾)

第7条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 3 第1項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

(履行体制の把握)

- 第8条 受注者は、第7条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど、複数の段階で再委託が行われるときは、第7条第2項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(物品等の使用)

- 第9条 発注者は、本契約業務の実施に必要と認める備品及び消耗品を、受注者に無償で使用させることができるものとする。

(庁舎等の使用)

- 第10条 受注者は、発注者が貸与する庁舎等を貸借契約に基づき無償で使用することができる。
- 2 受注者は、前項に掲げる庁舎等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 受注者は、故意又は重大な過失により庁舎等をき損又は滅失したときは、発注者の指定する期間内までに代品を納め又は原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(事故等の報告)

- 第11条 受注者は、業務の履行に伴い、事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(事故等の処理)

- 第12条 受注者は、業務の履行に伴い生じた事故等に対する一切の処理手続きを行うものとする。その場合において受注者は、処理方法について発注者に報告をしなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

- 第13条 受注者は、業務の履行に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(履行の報告及び確認)

第14条 受注者は、別に定めるところにより、車両管理確認日誌、車両管理実績報告書、その他車両管理に必要な報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告を受領したときは、その日から10日以内に業務の履行を確認し、車両管理業務履行確認書を受注者に交付するものとする。

(修理、燃料等費用の負担)

第15条 修理費、燃料費等の費用については、別紙仕様書に定めるものを除き、原則として受注者の負担とする。

(委託金額の精算)

第16条 委託金額は、第14条の規定に基づく車両管理実績報告書に基づき次の各号に定めるところにより精算するものとする。

一 受注者がこの契約に定める業務を履行しなかった日、又は時間があるときは、末尾記載の金額を基本委託金額から控除する。ただし、やむを得ない理由により業務の履行ができないと認める場合は、この限りでない。

この場合、受注者は、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

二 業務の基準は、車両1台1箇月当たりの基本走行距離を末尾記載のとおりとし、過不足走行距離1キロメートルにつき末尾記載の金額を増減する。

三 別紙仕様書に定める時間外に業務を履行したとき、または休日に業務を履行したときは、1時間につき末尾記載の金額を支払うものとする。ただし、午後10時から午前5時までの間は末尾記載の金額とする。

なお、時間数は、1箇月分を合計するものとし、その合計に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。

四 受注者が宿泊を要する業務を履行した場合は、発注者は末尾記載の宿泊料を支払うものとする。

(委託金額の支払い)

第17条 受注者は、第14条第2項の規定による車両管理業務履行確認書に基づき、当該1箇月分をとりまとめ、所定の手続きに従って委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

1 発注者の責めに帰すべき理由により、前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(業務内容の変更等)

第18条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、業務を一時中止し、又は委託期間を短縮することができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを変更するものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第19条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、
円と支払額（業務の既済部分について、その部分につき契約の目的が達成されたと認められるときは、既済部分に相当する代金額を含む）のいずれか大きい額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約期間満了後においては、上記「
円と支払額（業務の既済部分について、その部分につき契約の目的が達成されたと認められるときは、既済部分に相当する代金額を含む）のいずれか大きい額」を、「支払済額」と読み替えるものとする。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 受注者の責めに帰すべき理由により業務を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 正当な理由がないのに、業務を履行しないとき。
- 三 発注者が行った第4条第1項に基づく措置請求について、引き続き改善されず、業務の履行につき著しく不相当と認められるとき。

- 四 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、発注者の都合によりこの契約を継続しがたい事実が生じたときは、1箇月前までに相手方に通知して、この契約を解除することができる。

（受注者の解除権）

- 第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。
- 一 発注者が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。
- 二 第18条の規定により、業務内容を変更した場合において、重大な損害を受けると認められるとき。
- 2 受注者は、受注者の都合によりこの契約を継続しがたい事実が生じたときは、1箇月前までに相手方に通知して、この契約を解除することができる。

（違約金等）

- 第22条 受注者の責めに帰すべき理由により、発注者が契約を解除したときは、受注者は委託金額の10分の1を違約金として発注者の指定する期限までに納入しなければならない。
- 2 受注者が、前条第1項の規定により契約を解除した場合において損害をこうむったと

きは、発注者は、その損害額を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(違約金等の徴収)

第23条 受注者が、この契約に基づく損害金、遅延利息又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から、委託金額支払いの日まで年5.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第24条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補 則)

第25条 この契約書に定めのない事項、又はこの契約について疑義を生じたときは、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。